

ひとり親家庭 への支援

離婚や死別などにより、ひとりで20歳未満の子どもを養育している母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭への支援サービスや制度を紹介します。

問合せ こども未来課 ☎ 33-8721

支援サービスや制度の手続きには申請や登録が必要です。事前にこども未来課へ相談ください。

生活支援

①児童扶養手当

自立促進と福祉の増進のために支給される手当で、認定請求の手続きが必要です。

必要書類は世帯の状況などで異なるため事前にこども未来課へ相談ください。支給額は、本人の所得と同居の親族の所得で決定します。所得制限を超える場合は支給されません。

※公的年金などを受給している人も、その額が児童扶養手当額より低い場合は差額分の手当が受給できます。

※支払は各奇数月で年に6回です。

②ひとり親家庭等医療費助成

医療費の自己負担の3分の2を助成します（食事療養費などを除く）。受給資格の申請が必要です。

③ひとり親家庭等日常生活支援

自立に必要な就学や就職活動または病気などで日常生活に支障がある場合などに、家庭支援員を派遣し、子どもの保育や家事を行い、その生活を支援します。家庭の状況に応じて利用料負担が発生します。

④母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

修学資金・就学支度資金・技能習得資金などの貸し付けを行っています。

問合せ 県南広域本部福祉課 ☎ 33 8756

就労支援

①ひとり親家庭自立支援訓練給付金

就職に結びつく可能性の高い講座を受講する場合、費用の6割相当額（上限20万円、下限1万2000円）を給付します。

※対象講座は雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座です。

②ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

母または父が就職に有利な資格取得を目指すし、専門学校や大学などの養成機関で1年以上修業する場合に訓練促進費を給付します。

対象となる資格

看護師・准看護師・保育士・美容師・介護福祉士・社会福祉士など

対象期間

資格の取得に要する修業期間（上限4年）

相談支援

仕事や住まいなどの困り事、就職や資格取得の相談、子どもの心配事などに母子・父子自立支援員が相談に応じます。

相談場所 市民相談室（本庁仮設庁舎東棟1階）

☎ 33 4452

学習支援（地域の学習教室）

県では、ひとり親家庭などの子どもたちに、最寄りの地域で学びの場や、安らぎの居場所を提供する事業を行っており、学習指導をし

児童扶養手当・ひとり親家庭等 医療費助成を受給の人は 現況届を提出ください

毎年8月に、現況届を提出することが義務付けられています。提出された現況届を審査し、11月以降の1年間の手当支給と助成を決定します。対象者には書類を発送していますので確認ください。提出がない場合、手当の支給と助成が受けられません。



ています。
とき 毎週土曜日
ところ カトリック八代教会
対象 小学1年生～中学3年生
費用 無料
申込み・問合せ
地域の学習教室代表 長瀬 ☎ 33 9858